



定期第 198号 令和 2年 5月 1日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
280	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件	職員厚生課
281	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件	同
282	財政事情を公表する件	財政課
283	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
284	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
285	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
286	養鶏振興法の規定によるふ化業者を登録した件	畜産振興課
287	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
288	土地改良区の役員の就任について届出があった件	同
289	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	同

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
2 9 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
2 9 1	同	同
2 9 2	同	同
2 9 3	同	同
2 9 4	指定金融機関の名称及び所在地等を定める 件の一部を改正する件	出納局会計課
2 9 5	同	同
2 9 6	同	同

【 選挙管理委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
2 3	政治資金規正法の規定に基づき届出のあつた政治団体の名称等を公表する件	
2 4	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があつた件	
2 5	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があつた件	
2 6	政治資金規正法の規定により政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた政治団体を公表する件	
2 7	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつた件	
2 8	平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件	

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
		通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
		徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百八十号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月一日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

徳島県告示第二百八十一号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月一日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表常時介護を要する状態の項第一号中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第二号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

徳島県告示第二百八十二号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第二百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
中央フーズ有限会社	三好市三野町芝生二七一番地一	三和ヘルパーステーション	三好市三野町芝生二七三番地一	訪問介護	令和二年二月六日	令和二年三月三十一日
有限会社華	板野郡藍住町徳命字元村一 一二六	ヘルパーステーション家の華	板野郡藍住町徳命字元村一 九一 ローズライフ	同	同日	同日
社会福祉法人双葉会	阿南市見能林町南林二六〇番地の三	双葉会ホームヘルプサービス	阿南市見能林町南林二六〇番地の七	同	同日	同日
有限会社村薬局	鳴門市里浦町里浦字花面三 九四三	村薬局里浦店	鳴門市里浦町里浦字花面三 九四三	居宅療養管理指導	同日	同日
株式会社徳島共和薬品	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一八番地四	トマト調剤薬局勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一八番地四	同	同日	同日
社会福祉法人健祥会	徳島市国府町東高輪字天満 三五六番地一	デイセンターチューリップ	小松島市日開野町字宗人屋敷七一番地四	通所介護	同日	同日

社会福祉法人東紅 会	社会福祉法人徳島 市社会福祉協議会
海部郡美波町西河内字丹前 九九番地	同 沖浜東二丁目一六
デイサービスセンタ ー浦島	徳島市沖浜デイサー ビスセンター
海部郡美波町赤松字野田六 一番地	徳島市沖浜東二丁目一六
同	同
同 二十四日	同 二十八日 二月
同	同

徳島県告示第二百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
秦 広樹	心臓血管外科	心臓機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇番地の一	令和二年四月一日
松本 亮祐	外科	呼吸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	同
眞鍋 裕昭	整形外科	肢体不自由	同	同	同
坂東 左知子	内科	心臓機能障害	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地	同
大塚 明廣	内科 精神科 胃腸科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	賛広診療所	阿波市阿波町南西谷七番地	同

徳島県告示第二百八十六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者として、次のとおり登録した。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	名称及び代表者氏名	住所	ふ化場	
					名称	所在地
第六十二号	令和二年五月一日	令和五年四月三十日	株式会社イシイ 代表取締役社長 竹内正博	名西郡石井町高川原字高川原七一番一	株式会社イシイ鹿児島 シイ鹿児島 孵卵場	鹿児島県南さつま市大浦町小浜一二七五番地
第六十三号	同	同	有限会社篠塚 代表取締役 篠塚 久	吉野川市山川町三島九番地	有限会社篠塚 塚孵化場	吉野川市山川町三島九番地
第六十四号	同	同	株式会社イシイ 代表取締役社長 竹内正博	名西郡石井町高川原字高川原七一番一	株式会社イシイ シイ関東孵卵場	栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津六八番地
第六十五号	同	同	同	同	株式会社イシイ シイ九州孵卵場	大分県宇佐市大字出光二二三番地一
第六十六号	同	同	石井養鶏農業協同組合 代表理事 竹内正之	同 石井字白鳥三一〇番地	石井養鶏農業協同組合 徳島工場	徳島市国府町矢野四八五番地

徳島県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

太田川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	加藤利幸	山田峰吉	小松島市坂野町字シヅ田二九 字原京二八
同			同

徳島県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区

二 就任役員

理事	役員名	氏名	住所
		表原立磨	阿南市富岡町あ石二七四

徳島県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

海部川沿岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	和 泉 文 裕	和 泉 文 裕	海部郡海陽町四方原字町東一七一
同	長 谷 栄	長 谷 栄	大里字飯持一四八
同	大 東 英 治	大 東 英 治	字松原一四 五七
同	春 田 敏 夫	春 田 敏 夫	多良字片山三四 一
同	前 原 寛 二	前 原 寛 二	吉野字ヲワン四五
同	近 藤 佳 節		高園字小林四二
同	米 田 公 彰		野江字小路七八
同	前 田 榮 二	前 田 榮 二	芝字居内二
同	新 居 利 之		吉田字中村九 二
同	富 田 豊		大井字東前三二
同		鍛 冶 馬 公	高園字馳出二 一
同		東 城 誠	野江字西ノ内一 四
同		南 谷 房 彦	富田字南澤一 一
同		田 中 弘 治	大井字大田地四五
監 事	岩 佐 正 好	岩 佐 正 好	四方原字町東二 一
同	森 下 里 士		多良字片山五二 一
同	東 城 誠		野江字西ノ内一 四
同	南 谷 房 彦		富田字南澤一 一
同		伊 澤 泰 豊	大里字松原三五 三六
同		前 田 健 作	高園字小林一二 一
同		新 居 利 之	吉田字中村九 二

徳島県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 三好市三野町 河内谷土地改良区	認可年月日 令和二年四月十日
--	-------------------

徳島県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市中林町 阿南東部土地改良区	令和二年四月十三日

徳島県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 徳島市一宮町	認可年月日
一宮土地改良区	令和二年四月十六日

徳島県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
三好郡東みよし町 小川谷土地改良区	令和二年四月十七日

徳島県告示第二百九十四号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月九日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

三の表阿南農業協同組合の新野支店の項を削る。

徳島県告示第二百九十五号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十三日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

三の表徳島北農業協同組合の板東支所の項を削る。

徳島県告示第二百九十六号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十五日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表東とくしま農業協同組合の項を次のように改める。

東とくしま農業協同組合					
小松島市堀川町					
本所	小松島支所	小松島南部支所	勝浦支所	那賀川支所	羽ノ浦出張所
小松島市堀川町	小松島市堀川町	小松島市坂野町	勝浦郡勝浦町	阿南市那賀川町	阿南市羽ノ浦町

徳島県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年五月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	自由民主党徳島県 阿波市第二支部
代表者の氏名	大塚明廣
会計責任者の氏名	佐伯純子
主たる事務所の所在地	阿波市阿波町南西谷七
一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	
届出年月日	令和二年 三月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月一日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項
徳島維新の会	井上英孝	代表者の氏名
	井上英孝	異動の内容
	馬場伸幸	異動年月日
		令和二年四月一日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
幸福実現党徳島後援会	榎山雄太郎	代表者の氏名	榎山雄太郎	令和二年三月十六日
竹尾あけみ後援会	福本功	代表者の氏名	榎山雄太郎	令和二年三月十六日
福本功後援会	谷本治	代表者の氏名	武市芳彦	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	江西弘充	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	白石久美子	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	白石久美子	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	榎山雄太郎	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	白石久美子	令和二年三月十六日
		代表者の氏名	榎山雄太郎	令和二年三月十六日

政治連盟徳島県本部		全日本不動産		幸福実現党池田後援会		ごとう正和後援会		幸福実現党脇町後援会		幸福実現党徳島西後援会	
吉岡好美		吉岡好美		丹羽純子		後藤正和		三宅広雄		野崎善弘	
氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	所在地	主たる事務所の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	氏名	会計責任者の氏名	氏名	氏名	氏名
元木幾美子	元木幾美子	吉岡好美	〒231-0103 吉野川市川島町桑村六四一	丹羽純子	丹羽純子	丹羽純子	一宮時江	増山直希	増山直希	獅子田恵奈	獅子田恵奈
丸高眞	丸高眞	米田久夫	〒771-0031 吉野川市川島町桑村二二一	安宅めぐ実	安宅めぐ実	安宅めぐ実	白桃淑行	米田和弘	米田和弘	川口亜季子	川口亜季子
十二月一日	令和元年	十二月一日	令和元年	九月六日	令和元年	九月六日	三月十六日	令和二年	十二月二十七日	令和元年	三月六日

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党徳島県徳島市・名東郡第三支部	岸本泰治	令和二年三月三十一日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松田ゆうじ後援会	松田裕二	令和二年三月一日
すえひさ晴岳後援会	陶久晴岳	令和二年三月二十五日
県南の未来をまもる会	棚橋進	令和二年三月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、告示する。

令和二年五月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岸田ひでき後援会	岸田眞知子	勝占江美子	吉野川市鴨島町喜来三一九・四
郷土会	岸田秀樹	勝占江美子	吉野川市鴨島町喜来三一九・五

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

陶久晴岳	資金管理団体の届 出をした者の氏名
すえひさ晴岳後援会	資金管理団体の名称
令和二年 三月二十五日	取消年月日

徳島県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により提出のあった平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者福山博史の出納責任者田中茂から訂正の報告があったので、平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（令和元年徳島県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のとおり訂正する。

令和2年5月1日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 徳島県議会議員一般選挙(徳島選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,696,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福山 博史	所属党派	自由民主党	期間	11月3日から 4月16日まで	第1回分
出納責任者氏名	田中 茂					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	450,000円	
自由民主党徳島県支部 連合会	政治団体	300,000円		家屋費	15,000円	
伊澤 昌子	無職	90,000円		選挙事務所費	15,000円	
福山ひろし後援会事務所	政治団体	14,209円		集会会場費	0円	
				通信費	14,209円	
				交通費	0円	
				印刷費	836,352円	
				広告費	653,300円	
				文具費	5,899円	
				食糧費	209,334円	
				休泊費	0円	
				雑費	18,699円	
その他の寄附		0円		今回計	2,202,793円	
その他の収入		4,000,000円		前回計	0円	
今回計		4,404,209円		総計	2,202,793円	
前回計		0円				
総計		4,404,209円				

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	0円
	選挙運動用ポスターの作成	210,600円
	計	210,600円

報告書受理年月日 平成31年4月19日 第1回報告分

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十七条の四第二項を次のように改める。

- 2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則第十七条の二第一項第三号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一 三）の一部を次のように改正する。

別表第一勝浦町の病院の項中「薬局長」を「薬局長 副看護師長」に改め、同表石井町の町長部局の項中「行政係長」を「財政課主査（財政担当の主査に限る。） 行政係長」に改め、同表神山町の町長部局の項中「総務課課長補佐 総務課主査（人事、財政又は行政担当の主査に限る。）」を「総務課課長補佐（人事、財政又は行政担当の課長補佐に限る。）」に改め、同町の環境センターの項、老人ホームの項、地域包括支援センターの項及び学校給食共同調理場の項を削り、同表那賀町の地域子育てセンターの項の項名を「地域子育て支援センター」に改め、同項の次に次のように加える。

相生包括ケアセンター	所長
------------	----

別表第一松茂町の教育委員会事務局の項中「課長」を「次長 課長 主幹」に改め、同表北島町の教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

地域包括支援センター	所長
------------	----

別表第一藍住町の町長部局の項中「総務課主幹」を「総務企画課主幹 建設産業課主幹（産業支援担当の主幹に限る。）」に改め、同表つるぎ町の町長部局の項中「課長」を「参事 課長」に改める。

別表第二中央広域環境施設組合の項中「事務局長」を「局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。